2026年4月9日

予備２９－４４

肢１

所有権確認訴訟，和解できる。境界確定は和解できない。

和解，処分権主義。認められる意味を説明。

訴訟の開始，訴訟物の特定，判決によらない訴訟の終了を当事者の権能とする建前。

私的自治の延長から認められる。

境界確定，公益にかかる問題である。当事者に処分権ない。

肢２

境界確定の訴えの法的性質。（　形式的形成訴訟　）

中間確認の訴えはできない。実質，非訟

所有権に基づく土地明渡請求訴訟。

訴訟物，（　物権的請求権　）であり，（　物権　）は，理由中の判断にすぎない。

紛争の一回的解決のため，中間確認が認められる。

※論文の際は，条文の要件に当てはめよう。

肢３

所有権の確認は，処分権主義が妥当する。

境界確定は，実質（　非訟　）なので裁判所の後見的な解決が期待される。

肢４

当事者適格：訴訟物について当事者として訴訟追行を行わせるべき者，判決の名宛人になることで，判決による紛争解決が期待される者。

既判力の正当性の根拠から想定する。

裁判が何のために行うべきから導く。

登記名義人でも，実体がなければ熱心に争うわない。実際に不利益を及ぶ者に対して，既判力の正当性の基礎がない。したがって，各所有者がもつ。

肢５

所有権の確認訴訟の場合は，処分権主義なので，範囲を特定すべき。

境界の場合は，必ずしも特定はいらない。特定することで請求権者に審理上も，不利になる恐れも考えられる。特定の目的。審判の対象，被告の防御の範囲を示す。

対象物さえ特定されていれば，境界について防御はできる。

予備２９－４５

肢ア
　双方審尋主義。通知する必要はある。
　通知がなければ対応できない。

肢イ
　人証と書証は別。したがって，当然には代えられない。
　しかし，迅速に手続を進める必要がある。
　そこで，異議がなければ変えられる

肢ウ
　司法委員は，簡裁の裁判官を手助ける人。
　一般の国民の感覚で良識を手助けする。

肢エ
　本件の場合，請求認容が原則であるが，執行面から考えると，実効性が期待できない。
　そこで，実効性を確保するべく和解に対する決定ができる。

肢オ
　簡裁でも反訴を認めて一気に解決できるようにする必要あり

予備３０－３１

肢１

義務履行地。本来，債権者の住所。金銭債権。Ｘの住所で提起できるのでは。

契約では，設計事務所の住所。Ｙに不意打ちになる。Ｙの利益を保護すべき。

義務履行地は，契約にしたがい，設計事務所の管轄のみ。

契約書を見ないと分からないとすると，裁判所は，管轄がないところで，訴えを認めることになり，事務手続の問題が生じるとも考えられる。

この点については，当事者に管轄の抗弁を提出させることで修正が図れる。

管轄は，応訴管轄（１２条）もあるので，当事者の出頭の利益を尊重すべきことがわかる。

肢２

設計事務所の住所は，提起可能。Ｙの自宅の所在地も可能。特別裁判籍は，普通裁判籍を否定する趣旨ではない。

肢３

Ｙの住所は，可能（普通裁判籍)。甲建物についても訴え可能。不動産の所在地。

明渡し①に関しては，不動産の所在地の方が証拠の収集が容易である。

②③に対しては，併合請求すると７条で管轄ＯＫ

肢４

Ｘの自宅はダメ。特約が優先される。Ｙに不意打ちがあるので。

裁判手続上，特約を見逃した場合は，応訴管轄（１２条)・管轄違いの抗弁で修正される。

肢５

設計事務所，所在地，どちらでも訴え可。肢１～肢４で確認した通り。

予備３０－３２

肢１

（前提）そもそも，追認できるか

訴訟能力を欠く者の行為は，原則無効。ただ，追認は認める必要がある。

これを認めないと，手続のやり直しになるから。したがって，追認可

（効果）無効の追認の効果

無効の行為を追認は，将来効（民法１１９条参照)。将来効とすると，法的安定性が害される。裁判官の心証をイメージすると分かる。全体を有効とすべき。

遡及効。

肢２

当事者適格は，受遺者。遺言執行時には，遺言執行者。この者を当事者として争わせることで，判決による紛争の実効性が期待できるから。

そこで，遺贈実行後に関しても，この者を当事者とすべきでは。不都合，直接不利益をうける者は他にいる（この場合，受贈者)。

遺言執行者に当事者として争わせても，受贈者から見て，代替的手続保障があったという関係にない。判決による紛争解決の実効性が認められない以上，遺言執行者は当事者とはならない。

肢３

選定当事者。共同利益を有する者が単独で，提起した場合，既判力は当事者間のみ（１１５条)。そこで，当事者になっていない者は，既判力を得るために訴えをしなければいけないが筋。しかし，新たに訴えを提起することは，当事者にとって不便。訴訟経済。

現在，係属している手続を利用して，解決が図れるようにするのが便利である。

そこで，今，争っているものを選定当事者に選定することで，１回的解決が図れるようになっている。

肢４

原告適格，権利能力なき社団。構成員に総有。ただ，手続上の問題から個人の代表登記にした方が，便利。本件請求は有効になる。なお，代表者がいる社団は，当事者能力がある。社会的活動実態があるから

肢５

婚姻した場合は，成年擬制。本人が当事者となる。訴訟行為は，複雑であるが，実体法の取扱にしたがって扱うべき。法的安定性。訴訟活動が難しい場合は，任意代理人を活用すべき。

予備３０－３３

通常か必要かは，実体法と訴訟法を加味して判断。
民事訴訟法は，私的自治の訴訟上の反映なので

肢１
　実体法上，保存行為。単独で提起可。
　保全の必要性あり。他の共有者の合理的意思に反しない。

肢２
　被相続人の債務は，不可分債務。単独で可。
　実際に考えても，利害関係人でない相続人を巻き込まないといけないとすると手続上も不便

肢３
　共有物分割。合一確定の必要性あり。共有者間で法律関係が異なるとすると，紛争解決が期待できない。単独では無理。

肢４
　実体法上，不可分債務。全員を必ず当事者に巻き込まないといけないとすると手続的に不便。当事者になっていない者には，既判力が及ばない点でも，当事者の選択に任せるべき。

肢５
　肢４と同じ。実際の紛争に併せて，原告側に，訴訟選択をさせるべき。
　誰に訴えを提起するかの選択。実体法上，不可分債務。

予備３０－３４

肢１
　要件を欠いている場合，不適法で却下すべきでは。
　不都合，訴権が害される。時効のなどが絡むと余計，不都合。適法と取扱えるようにすべき。弁論の分離で対応。

肢２
　訴訟脱退，相手方の承諾必要。勝手に当事者でなくなると，相手の訴訟活動が害される。
　脱退後にも既判力の効果は及ぶが，審理の過程で，訴訟活動が制限される。
　そこで，法的にも承諾が必要となる。

肢３
　参加承継をした場合は，請求を定立する必要がある。独立当事者参加（４７条)，固有必要的共同訴訟。

肢４
　第三者が参加する場合。当事者，及び第三者を審尋することで，適正を図るべきとも。手続が遅くなる。
　迅速にできるようにすべき。
　結局，第三者が参加する場合，第三者の訴訟要件のうち当事者適格，訴えの利益などの問題になると考えられる。この場合，訴訟物と密接に関連するため，審理の中で行えばよい。

肢５
　参加できないものは，法律上の利害関係がない。既判力が及ぶこともない。
　したがって，手続保障の制度も不要となる。